

# 松山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部改正（案）の概要

## 1 条例改正の背景

障害福祉サービス事業の設備及び運営については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」に基づき、各自治体が条例で定めることとされています。

この度、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）」が一部改正されます。（平成30年4月1日施行）

この改正に伴い、「松山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第62号）」の一部を厚生労働省令の基準どおりの内容で改正します。

## 2 条例改正の内容

- 職場への定着のための支援の実施（新設）  
（生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練））  
事業所は、当該事業所が提供する支援を受けて一般就労した障がい者に対して、一定期間、職業生活における相談等の支援を行います。
- 通勤のための訓練の実施（新設）  
（就労移行支援）  
事業所は、利用者が自ら事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施します。
- 基本方針（変更）  
（自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練））  
事業の利用者の対象を拡大します。
- 定義（変更）  
多機能型に居宅訪問型児童発達支援を追加します。
- その他、所要の改正を行います。

## 3 施行期日

平成30年4月1日（予定）

## 4 その他

今回の条例の一部改正は、省令の基準どおりの内容とします。